

人間科学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第3項及び文教大学大学院履修規程第8条の規定に基づき、大学院人間科学研究科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則に基づいて開講するものとし、単位及び履修年次は、別に定める専攻又は課程のカリキュラム表による。

(履修科目)

第3条 授業科目は、当該年次及び下級年次に配当されているものに限り履修することができる。ただし、専攻又は課程の特別な指定がある場合は、この限りではない。

(科目の履修)

第4条 臨床心理学専攻修士課程の履修方法は、次による。

(1) 必修科目については、25単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目については、基礎研究領域及び実地研究領域の各区分から1科目2単位以上を修得し、合計18単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、人間科学専攻修士課程の開講科目及び他研究科修士課程開講科目から10単位を限度に、科目担当教員の許可を得て選択履修することができるものとし、これによって修得した単位は、選択科目の単位に含めることができる。

3 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、人間科学部の授業科目を聴講することができる。

4 修士課程2年次生は、博士後期課程において受講が許可されている科目を聴講することができる。

5 前2項による聴講を希望する者は、あらかじめ授業担当者の許可を得るものとし、これによって修得した単位は、課程修了に必要な単位に算入することはできないものとする。

第5条 臨床心理学専攻博士後期課程の履修方法は、次による。

(1) 必修科目については、12単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目については、基礎研究領域及び実地研究領域の各区分から1科目2単位以上を修得し、合計4単位以上を修得しなければならない。

第6条 人間科学専攻修士課程の履修方法は、次による。

(1) 必修科目については、6単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目については、選択科目の中から24単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、臨床心理学専攻修士課程の開講科目及び他研究科修士課程開講科目から10単位を限度に、科目担当教員の許可を得て選択履修することができるものとし、これによって修得した単位は、選択科目の単位に含めることができる。

3 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、人間科学部の授業科目を聴講することができる。これによって修得した単位は、課程修了に必要な単位に算入することはできないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、人間科学研究科教授会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生についての規程は、入学年度施行の規程による。